

市民後見人の養成に関する取組状況

1 これまでの振り返り

市民後見人の養成に関しては海部圏域で事業化できるように協議していくこととしていた。しかし、愛知県が令和6年度から基礎研修・実践研修部分を実施するとしてそのカリキュラムや具体的な受講スケジュールを示したため、最低限の研修を各自治体で進められることになった。

県の研修では、市町村に期待される役割として、下記の6点が示された。

①地域における権利擁護に関心のある住民の把握 ②受講者の考えや思いを理解し、その後の活躍に向けた検討 ③活躍意向が旺盛な住民に対する活躍の場の整備・結び付け ④継続的取組による地域の権利擁護意識の醸成 ⑤中核機関による後見人等のバックアップ体制の整備 ⑥活躍先の受入準備・必要に応じて追加の研修検討

研修修了者がモチベーションを持続しながら安心して活躍してもらうには、フォローアップ研修が必要になる。スケールメリットの観点や活躍できる幅を広げるためにも海部圏域で実施していきたいと共通認識があることを確認し、検討していくこととした。

2 令和6年度の取組状況（海部圏域の担当者打合せの開催）

(1)令和6年11月7日開催（第6回）

研修修了者の活躍の場についての意向の変化や、県研修の最終申込者数と今後の展望について各自治体の意向を共有した。

	センター	県研修終了後の活躍の場	県研修の申込者数
大治町	大治町社協	日自の支援員を想定していた 現状は保留	3名 (権利擁護センター職員)
愛西市	愛西市社協	日自の生活支援員 (候補者登録や県研修修了者への準備ができ ていないため、市民後見人は未定)	6名 (説明会参加者は10名)
津島市	福祉課 高齢介護課	検討中	0名
あま市	社会福祉課	研修修了者への活躍意向を確認後、 日自の支援員として社協に繋げる	21名 (中核機関職員、福祉関係者 含む)
弥富市	NPO法人	検討中	0名
蟹江町	海部南部	(令和6年度愛知県市民後見人等養成研修は	
飛島村	権利擁護 センター	実施しない)	

(2)今後の方向性

今年度から愛知県が市民後見人等養成研修を行っているが、受講者数は自治体によって差がある。実際に何名が養成研修を修了するか検討がつかない中でその後のフォローアップ研修企画等の検討は進まなかった。海部圏域以外の自治体についても情報収集しながら体制を整えていくことで合意した。

なお、本打合せは市民後見人の養成を海部圏域で進めることを目的として開催してきたが、今後はそれに留まらず成年後見支援業務全般に関して海部圏域で連携していくために、情報交換会として続けていくこととなった。

(3)次回打合せの予定

今回は3月5日（水）に打合せを実施する。県研修の履修証明証が3月になったら発行予定であることから、研修修了者の人数を共有した上で活躍の場に繋げるための流れを検討する。

なお、愛知県社会福祉協議会が県から委託を受けて実施している成年後見制度体制整備アドバイザー派遣事業を活用し、先進自治体から市民後見人の基本的考え方や要綱整備、研修体制などの助言をもらう。

3 あま市の県研修受講者状況

県の研修はレポート提出期限が1月24日（金）、講義動画視聴期限が1月31日（金）となっており、研修受講期間が終了した。システム上、市では受講者の動画視聴状況を把握することができないが、レポートや動画視聴後に実施する効果測定結果については市を経由するため把握ができています。レポート提出が完了しており、効果測定を基礎研修・実践研修ともに合格となっているのは申込者数21名のうち11名（2月3日時点）である。